

令和8年度いばらきフィジカルA I ビジネス創出支援事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、フィジカルA Iの世界市場が飛躍的に拡大することが見込まれる中、県内企業のフィジカルA I ビジネスの事業化を促進するため、第3条に規定する補助対象者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金については、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いばらきフィジカルA I産業創出コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。): フィジカルA I分野の産業創出を目指し、県内企業のビジネス参入を支援するために、本県が令和8年7月3日に設立したコンソーシアム
- (2) 企業等連携体: 申請者となるコンソーシアムの正会員と製品化に必要な技術を持つ企業等が共同で製品化を目指す2者以上の枠組み。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) コンソーシアムに参画する正会員であること。企業等連携体による申請の場合は、当該連携体に正会員を1者以上含むものとし、そのうち1者を代表申請者及び補助対象者とする。
- (2) 補助事業終了後も、引き続き3年以上県内の活動拠点において、事業活動を継続する予定であること。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 民事再生法又は会社更生法による申立て等、補助事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと。
- (5) 補助事業の実施にあたり、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号から同条第3号及び同条第5号に規定する者ではないこと。
- (7) その他、知事が補助金の支出先として適切ではないと判断する者ではないこと。

(補助事業等)

第4条 補助事業は、前条に規定する補助対象者が取り組むロボット等を活用した新たなサービス・アプリ等の開発や実証、ロボットや、ロボット向けコンポーネント等の試作開発等を対象とする。

- 2 補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表1のとおりとし、補助対象経費に補助率を乗じた金額又は上限金額のいずれか低い額(千円未満の端数は切り捨て)を交付額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に、別表2に定める書類を添えて、知事が指定する日までに提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(事前着手)

第6条 補助金の交付決定前に支出した経費は補助対象としない。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 知事は、第5条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）をもって、当該申請者にその旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

3 知事は、申請書類等を審査し、不適正と認めるときは、補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請の取下）

第8条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

2 前項の規定による申請の取下をするときは、補助金交付申請取下書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

（補助事業の内容変更等）

第9条 第7条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに掲げる変更等をしようとする場合は、あらかじめ補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20%以内の流用増減を除く。

（2）補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、補助目的の効率的な達成に資するものと認められる場合。

イ 補助目的及び事業効率に関係がない細部の変更である場合。

（3）補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の規定により提出された申請書の内容を審査し、承認することが適当と認めたときは、補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により補助事業者あて通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難になった場合においては、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、補助事業遂行中に知事から進捗状況等について報告を求められた場合には、事業遂行状況報告書（様式第7号）を速やかに提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を提出する場合において、第5条第2項ただし書に規定する当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により第5条第2項ただし書に規定する当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体にあたっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第9号）により知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

4 第13条第1項ただし書きの規定により概算払を受けた補助事業者は、第1項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（茨城県告示第404号）様式第102号）を併せて提出しなければならない。

（補助金の額の確定の通知）

第 12 条 規則第 14 条の規定に基づく補助金額の額の確定の通知は、補助金額確定通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

（補助金の交付の方法）

第 13 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、補助事業の円滑な遂行上必要と認める経費については、交付決定額の 90 パーセント以内の額を概算払することができる。

2 前項ただし書きの規定による補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、補助金概算払請求書（様式第 11 号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し等）

第 14 条 知事は、第 9 条の規定により補助事業の中止または廃止の承認をしたときは、当該補助事業に係る補助金の交付決定の全部又は一部を変更することができるものとする。

2 知事は、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他この要項に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

3 前 2 項の規定により変更又は取消を行った場合には、期限を付して既に交付した補助金の全額または一部の返還を命じることができるものとする。

（財産の管理等）

第 15 条 補助事業者は、規則第 20 条に規定の補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等において、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

（財産処分制限）

第 16 条 第 15 条第 1 項に規定する取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産とし、規則第 20 条ただし書きの規定により知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数の期間とする。

2 補助事業者は、処分制限期間において取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 12 号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

3 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を県に納付することを条件とすることがある。

4 前項の規定にかかわらず、補助事業者が本補助事業の成果を活用して実施する事業に取得財産等を転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用をいう。）しようとする場合であって、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 12 号）を提出し知事の承認を受けたときは、納付を免除することができる。

5 知事は、第 2 項及び前項の規定により提出された申請書を審査し、承認することが適当と認めたときは、財産処分承認通知書（様式第 13 号）により補助事業者あて通知するものとする。

（証拠書類の保存）

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした帳簿その他の証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業の完了の翌年度から起算して 5 年間これを保存しなければならない。

（書類の提出部数）

第 18 条 この要項により知事に提出する書類の部数は、1 部とする。

(立ち入り調査等)

第 19 条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、職員等をその事業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは関係者に質問することができる。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後であっても、第 16 条及び第 17 条に定める期間中においては引き続き適用があるものとする。

(成果の事業化)

第 20 条 補助事業者は、補助事業に基づき取得した成果の早期の事業化に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業年度の終了後 3 年間において、毎会計年度終了後の別に定める期間内に当該補助事業に係る過去 1 年間の事業化状況について、経過報告書（様式第 14 号）により、知事に報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第 21 条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要項は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条第 2 項関係)

区分	補助対象経費項目	補助率	補助限度額
ロボット等を活用した新たなサービス・アプリ等の開発や実証、ロボットや、ロボット向けコンポーネント等の試作開発等に要する以下の経費 ※証拠書類によって支払金額が確認できる経費に限る。		$\frac{2}{3}$ (千円未満端数切り捨て)	10,000 千円 ※企業等連携体の場合でも、1 テーマにつき 10,000 千円が上限
人件費	(1) ソフトウェア開発に要する人件費 (2) 役員・従業員旅費		
事業費	(3) 原材料費 (4) 会場借料 (5) 機械装置購入費 (6) 技術コンサルタント料 (7) 外注加工費 (8) 設備の改良・修繕費 (9) 調査・分析外注費 (10) 技術導入費 (11) 機械装置等借料 (12) 雑役務費 (13) 委託費 (14) クラウドサービス使用料 (15) その他知事が必要と認める経費 ※外部委託に係る経費（外注加工費、調査・分析外注費、委託費）は、補助対象経費の $\frac{1}{2}$ 以内を限度とする。		
事務費	(16) 通信運搬費		

別表 2 (第 5 条関係)

令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金交付申請書添付書類	
1	法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書。発行後 3 か月以内のもの。）または開業届の写し ※事業を行う予定の者は、申請後 3 か月以内に法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は管轄の税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもの）を提出すること。
2	法人事業税及び法人県民税の納税証明書（県税に未納がないことの証明）（県税事務所発行）
3	確定申告書の写し（直近 2 期分） ※決算書（貸借対照表、損益計算書等）の写しでも可 ※最初の決算期を迎えていない場合、今期の収支予算書および事業計画書（様式任意）を提出すること。
4	開発（実証）内容、技術要素の概要がわかる資料
5	補助事業に要する経費の積算根拠 ※外注、委託費は業務内容等が分かるように記載すること。 ※単価 100 万円以上（税抜き）の物品や委託には、原則として 2 社以上の見積書が必要 なお、合理的な理由により相見積りが取れない場合は、選定理由を具体的に明記した「業者選定理由書（参考様式）」を添付すること。 ※人件費の場合、積算が分かる以下の資料を提出すること。 ・基本給が分かる資料（給与明細等） ・時間単価算出根拠（就業規則、雇用契約書、作業計画書等）

様式第 1 号（第 5 条関係）

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

申請者 住所 〒

事業者名
代表者
電話番号

令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金交付要項第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 事業計画

(1) 申請者の概要

事業者名			
代表者役職・氏名			
本社所在地	〒		
連絡担当者役職・氏名			
連絡担当者電話番号			
連絡担当者メール			
ウェブサイト			
資本金		法人設立日	
役員・従業員数	役員	名	
	従業員	名	
主な事業内容			
主な取引先			

(2) 連携者 ※企業等連携体での提案の場合、記載すること。また、連携先が複数存在する場合にはそれぞれ記載すること（表の追加も可）。

事業者名			
代表者役職・氏名			
本社所在地	〒		
ウェブサイト			
役割分担	※事業を実施するに当たって、(1)の申請者との役割分担を記載すること。		

(3) 茨城県内での活動拠点の状況（複数ある場合は、主な活動拠点を記載）

県内の活動拠点	☐ 本社 ☐ 工場 ☐ 研究所 ☐ その他（ ）			
事業所名	※以下、(1)と同一事業所の場合、(1)と同様と記載			
所在地	〒			
役員・従業員数	役員	名		
	従業員	名		
主な事業内容				

(4) 事業計画書

事業名	※概要が分かる名称にしてください。
開発（実証）を目指す新製品・新サービス等の内容	1. 開発（実証）に取り組む背景 2. 開発（実証）の具体的内容 ※製品（サービス）のイメージが湧くように図、写真、構成等も併せて記載してください 3. 期待される効果

	4. 製品、活用技術の新規性 ※既存製品・技術と比べて新しい部分、関連特許の取得状況や独自のノウハウ等 5. 製品、活用技術の優位性 ※競合製品との違い、強み等
事業実施場所	☐本社 ☐工場 ☐研究所 ☐その他（ ） ※以下、(3)と同一事業所の場合、(3)と同様と記載 名称 住所〒 役員数、従業員数 主な事業内容
補助事業年度（補助対象期間）の実施内容及びスケジュール	※実施内容の項目、項目ごとの具体的内容及びスケジュールについて記載
補助事業年度（補助対象期間）の達成目標	※補助事業年度における達成目標を記載
補助事業年度以降（自主事業期間）の実施内容、スケジュール、達成目標	※開発完了（概ね3年程度が目安）に向けて、各年度の実施内容、スケジュール、達成目標を記載

3 実施体制

※ 事業遂行のための、社内の実施体制や、外部の企業、大学、研究機関等との連携体制を記載。

実施体制

実施体制図

4 ビジネスプラン

※ 製品・サービスの対象者、提供形態、価格、収益見込み、市場ニーズ、市場規模、知財戦略、事業化や販売などに関するパートナー等のビジネスプランに係る事項を詳細に記入すること。

5 開発におけるリスク管理

	開発時に起こりうるリスク	左記リスクへの対策案
1	(記載例) ドローンが風にあおられ民家に落ちる。	(記載例) ・天気予報を確認し、風速〇m/s 以上の場合は実証実験を延期する。 ・周辺の民家に事前に説明を行う。
2		
3		
4		

※想定されるリスクを全て記載すること。行が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

6 経費の内容及び負担区分

支出科目 ※補助金対象区分・項目については、別表1を参照し、記載		金額 (a) + (b) (単位：円)		備考 (積算内容)	添付した 根拠資料 の整理番 号
区分	項目	負担内訳			
		(a) 県補助金 対象	(b) 自己負担		
			※消費税は自己負担欄へ記載	※算出根拠が分かるように記載すること	①

計	(a)+(b) 円	(a) 円 【(注1) 円】	(b) 円		
---	-----------	----------------------	-------	--	--

※ 積算内容を備考欄に記入するか、その内容が分かる資料を添付すること。

※ 備考欄には消費税等仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

※ 【(注1) 円】内には、県補助対象金額 (a) に3分の2を乗じた金額 (千円未満は切り捨て)、または補助限度額である 10,000,000 円のいずれか低い額を記載すること。

7 補助事業完了予定年月日 令和 年 月 日 (事業の終了日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月26日のいずれか早い日で設定する)

8 補助金の受領方法

口座振替払

払込先銀行	銀行 支店		
預金種目	1 普通	2 当座	3 その他 ()
口座番号			
(フリガナ) 口座名義	※ 口座名義は正確に記すこと		

9 宣誓事項 ※下記の□にすべてチェックすること。

☐ いばらきフィジカルA I 産業創出コンソーシアムに参画する正会員であること。

☐ 補助事業終了後も、引き続き3年以上県内に活動拠点を有し、事業活動を継続する予定であること。

☐ 県税に未納がないこと。

☐ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、補助事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと。

☐ 補助事業の実施にあたり、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。

☐ 茨城県暴力団排除条例 (平成22年茨城県条例第36号) 第2条第1号から同条第3号及び同条第5号に規定する者ではないこと。

申請者 殿

茨城県知事 大井川 和彦

令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金交付要項(以下「交付要項」という。)第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業及び内容並びに補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、令和 年 月 日付けで申請のあった令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、交付要項第 9 条第 1 項の規定に基づく補助事業の内容又は経費の配分が変更された場合における当該補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に交付要項第 4 条第 2 項の補助率を乗じて得た額又は補助金の交付決定額(変更されたときは、変更後の額とする。)のいずれか低い額とする。
- 4 補助金にかかる消費税及び地方消費税相当額については、交付要項第 5 条第 2 項の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該仕入れ控除税額を減額することとする。

様式第3号(第7条関係)

技革第 号
令和 年 月 日

申請者 殿

茨城県知事 大井川 和彦

令和8年度いばらきフィジカルA I ビジネス創出支援事業費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、不交付とすることに決定したため、令和8年度いばらきフィジカルA I ビジネス創出支援事業費補助金交付要項第7条第3項の規定により通知します。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

申請者 住所 〒

事業者名

代表者

電話番号

令和8年度いばらきフィジカルA I ビジネス創出支援事業費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助金の申請について、令和8年度いばらきフィジカルA I ビジネス創出支援事業費補助金交付要項第8条第2項の規定により、下記のとおり申請を取り下げます。

記

取り下げる事由

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

申請者 住所 〒

事業者名

代表者

電話番号

令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金について、下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金交付要項第 9 条第 1 項の規定により申請します。

1 変更内容

2 変更の理由

3 変更前後の補助対象経費等

(単位：円)

経費の区分・項目	変更前			変更後		
	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金額	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金額
計						

申請者 殿

茨城県知事 大井川 和彦

令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金変更(中止・廃止)承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金に係る事業内容の変更については、令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金交付要項第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 変更承認(変更交付決定)する内容は、令和 年 月 日付けで申請のあった変更(中止・廃止)承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 変更後の補助事業に要する経費及び補助金の額については、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助金交付の条件等については上記のほか、令和 年 月 日付け 第 号に記載のとおりとする。

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住所 〒

事業者名
代表者
電話番号

令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助事業の遂行状況について、令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金交付要項第 10 条の規定により報告します。

記

事業の遂行状況等(月 日現在)

事業遂行状況	
補助金交付決定	年 月 日 円
補助対象経費に係る 支出済額	円

茨城県知事 大井川 和彦 殿

申請者 住所 〒

事業者名

代表者

電話番号

令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助事業について、下記のとおり事業を完了したので、令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金交付要項第 11 条第 1 項の規定により報告します。

記

1 補助事業完了年月日 令和 年 月 日

2 補助金額 円

3 事業実績の概要

事業名	
実施内容	
実施期間	
実施場所	
成果	※開発の概要、得られた知見・効果、目標に対する達成度、課題等を詳細に記入してください。
事業年度以降(自主事業)の実施内容、実施時期、達成目標	※「4 提供予定のビジネスプラン」までどのような作業をするか記入してください。

4 提供予定のビジネスプラン

※ サービスの対象者、提供形態、価格、収益見込み、市場ニーズ、市場規模、知財戦略、事業化や販売などに関するパートナー等のビジネスプランに係る事項を詳細に記入すること。

5 経費の内容及び負担額

支出科目		金額 (a)+(b)		備考	添付した証拠書類(写)の整理番号
※補助金対象区分・ 項目については、別表1を参照し、記載		(単位：円)			
		負担内訳			
区分	項目	(a)県補助金 対象	(b)自己負担		
			※消費税は 自己負担欄 へ記載	※算出根拠がわかる ように記載すること ※購入した物品等 は、証拠書類と突合 ができるように、具 体的なメーカーや品 名を記載すること。 (別途添付も可)	①
計		(a)+(b) 円	(a) 円 【(注1)円】	(b) 円	

※ 【(注1)円】内には、県補助対象金額(a)に補助率(3分の2)を乗じた金額(千円未満は切り捨て)、または交付決定額のいずれか低い額を記載すること。

6 添付書類

- ・支出の証拠書類(請求書、納品書及び領収書等)の写し
- ・実施状況がわかる写真

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

申請者 住所 〒

事業者名

代表者

電話番号

令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助事業について、下記のとおり事業を実施したので、令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金交付要項第 11 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

- 1 茨城県補助金等交付規則第 14 条に基づく確定額

金

円
- (令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した補助金に係る消費税仕入控除税額

金

円(①)
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額

金

円(②)
- 4 補助金返還相当額(①－②)

金

円

(注)参考となる資料を添付すること。

申請者 殿

茨城県知事 大井川 和彦

令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった標記補助金については、茨城県補助金等交付規則(昭和 36 年茨城県規則第 67 号)第 14 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

- 1 事業名
- 2 補助金の確定額 金 円

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

申請者 住所 〒

事業者名

代表者

電話番号

令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記補助金について、令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金交付要項第 13 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 概算払が必要な理由

2	交 付 決 定 額	金	円(①)
---	-----------	---	------

3	概算払受領済額	金	円(②)
---	---------	---	------

4	今 回 申 請 額	金	円(③)
---	-----------	---	------

5	残額(①－②－③)	金	円
---	-----------	---	---

(注)概算払が必要な理由と今回の申請額がわかる収支計画書等を添付すること。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

申請者 住所 〒

事業者名

代表者

電話番号

令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金に係る財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった標記補助事業により取得した財産を処分したいので、令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金交付要項第 16 条(※第 2 項または第 4 項のいずれかを記載)の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 事業名

2. 実施した試作開発の概要とその成果

3. 処分する財産

財 産 名 :

取得年月日: 令和 年 月 日

取得価格 : 円(税抜き)

時 価 : 円(税抜き)

※ 時価又は、残存簿価相当額等のいずれか高い額を記載

4. 財産処分の方法

(例) 転 用 (成果活用型生産転用)

5. 財産処分の理由※ 取得財産等の生産転用については、補助事業の成果を活用して実施する事業であることが条件となります。成果活用の内容、転用後の用途等を具体的に記載してください。

技革第 号
令和 年 月 日

申請者 殿

茨城県知事 大井川 和彦

令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金に係る財産処分承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金に係る取得財産等の処分については、令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金交付要項第 16 条第 5 項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

1 承認の内容

(1) 処分する財産

(2) 処分の内容

(3) 処分等の理由

2 納付の取り扱いについて

※処分に係る納付又は免除の取扱いについては、令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金交付要項第 16 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき決定されるものとする。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

申請者 住所 〒

事業者名

代表者

電話番号

令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金に係る経過報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった標記補助事業について、令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業費補助金交付要項第 20 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 事業実施の効果に関する状況

(1) 製品化・事業化等の状況

※製品の種類、販売時期、提供方法(価格等)、販売状況、製品化に至っていない理由等

(2) 企業の雇用増加数

3 今後の展望

4 現在県に求める支援等

※県立試験研究機関の担当者の紹介、販路開拓の支援等

<参考様式>

業者選定理由書

令和 年 月 日

申請者 住所 〒

事業者名

代表者職氏名

令和8年度いばらきフィジカルA I ビジネス創出支援事業費補助金の事業実施に当たり、やむを得ない理由等により下記のとおり業者を選定したく、業者選定書を提出します。

1 内容

(1) 費 目

※機械装置購入費、委託費など

(2) 物品、役務等の内容

※品名、仕様、数量等を記載

(3) 必要性、導入目的等

2 選定先

企業名

担当者名

住所

連絡先

3 選定理由

※2者以上からの見積書が取得できないやむを得ない理由を記載。